



大津市公報

平成 28 年 2 月 1 日
第 2 1 9 5 号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

告 示	
18	地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 1
19	個人印鑑に関する証明及び住民票の写しの交付に係る手数料の徴収事務の委託について..... 3
20	生活保護法による指定医療機関の休止の届出について..... 3
21	生活保護法による指定介護機関の指定等について..... 4
22	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について..... 4
23	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について..... 4
24	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について..... 5
25	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について..... 5
26	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について..... 5
公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6
	道路位置指定公告..... 7
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 7
	道路位置指定公告..... 7
企業局管理規程	
1	大津市企業局事務決裁規程の一部改正..... 7
議会議長告示	
1	大津市議会図書室管理運営規程..... 8

告 示

大津市告示第18号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変更年月日
仰木の里北自治会	主たる事務所の所在地 大津市仰木の里七丁目12番9号 代表者の氏名及び住所 氏名 鈴木 由美 住所 大津市仰木の里七丁目12番9号	平成27年 4 月 5 日
南郷岡の平自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 竹村 繁 住所 大津市南郷六丁目1085番地の17	平成27年 3 月 22 日
本宮台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 武田 和忠 住所 大津市本宮二丁目41番1号	平成27年 4 月 1 日
本宮台自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 平岡 清治 住所 大津市本宮二丁目41番3号	平成27年 6 月 28 日

池の内北自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 松山 千秋 住所 大津市湖城が丘 4 番 8 号	平成27年 3 月29日
小唐崎町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 山岡 和則 住所 大津市下阪本一丁目45番 6 号	平成27年 4 月 1 日
松原四区町内会	代表者の氏名及び住所 氏名 堀内 信二 住所 大津市松原町19番 7 号	平成27年 2 月21日
堂之前町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 吉田 好高 住所 大津市下阪本三丁目 8 番 2 号	平成27年 4 月23日
境川町自治会	主たる事務所の所在地 大津市中央三丁目 5 番28号 代表者の氏名及び住所 氏名 前庭 隆 住所 大津市中央三丁目 5 番28号	平成27年 4 月12日
桜野町一丁目自治会	主たる事務所の所在地 大津市桜野町一丁目18番17号 代表者の氏名及び住所 氏名 杉崎 博 住所 大津市桜野町一丁目18番17号	平成27年 3 月28日
国分一丁目 2 区自治会	主たる事務所の所在地 大津市国分一丁目32番19号 代表者の氏名及び住所 氏名 中村 文則 住所 大津市国分一丁目32番19号	平成27年 4 月19日
柳町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 森 茂樹 住所 大津市下阪本一丁目35番13号	平成27年 4 月18日
神領北町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 小椋 昌彦 住所 大津市神領一丁目 4 番20号	平成27年 4 月26日
坂本第 1 区自治会	主たる事務所の所在地 大津市坂本二丁目13番26号 代表者の氏名及び住所 氏名 外山 猛 住所 大津市坂本二丁目13番26号	平成26年 3 月21日
下横木町自治会	主たる事務所の所在地 大津市横木一丁目10番13号 代表者の氏名及び住所 氏名 宇佐美 義和 住所 大津市横木一丁目10番13号	平成27年 4 月26日
比良麓の会	代表者の氏名及び住所 氏名 新田 紳一朗 住所 大津市北比良986番地の 6	平成27年 4 月 5 日
小松森の会	主たる事務所の所在地 大津市南小松1672番地の11 代表者の氏名及び住所 氏名 石井 政友 住所 大津市南小松1672番地の11	平成27年 3 月15日

高城自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 山口 正典 住所 大津市和邇中277番地	平成27年 4 月11日
仰木の里自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 佐藤 利夫 住所 大津市仰木の里一丁目 6 番 4 号	平成23年 4 月10日
仰木の里自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 元市 弘 住所 大津市仰木の里一丁目15番15号	平成24年 4 月 8 日
仰木の里自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 妻井 美奈子 住所 大津市仰木の里一丁目 6 番 7 号	平成25年 4 月 7 日
仰木の里自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 木元 薫 住所 大津市仰木の里一丁目30番 2 号	平成26年 4 月 6 日
仰木の里自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 飯田 進一 住所 大津市仰木の里一丁目20番 3 号	平成27年 4 月 5 日
白百合自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 矢部 由継 住所 大津市羽栗一丁目 6 番 1 号	平成27年 4 月26日
中保町自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 岡本 裕 住所 大津市浜大津三丁目 9 番 4 号	平成27年 4 月 5 日
池の里自治会連絡協議会	主たる事務所の所在地 大津市池の里 6 番 7 号 代表者の氏名及び住所 氏名 河野 俊二 住所 大津市池の里 6 番 7 号	平成27年 4 月12日
栄町三丁目自治会	代表者の氏名及び住所 氏名 中田 克弥 住所 大津市栄町16番12号	平成27年 4 月18日

大津市告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり大津市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づく個人印鑑に関する証明及び住民票の写しの交付に係る手数料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

- 1 委託の相手方 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構
- 2 委託期間 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

大津市告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく指定医療機関のうち休止の届出があったものについて、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成28年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	開 設 者	指定の種類	休止年月日
訪問看護ステーション志賀	大津市和邇高城260番地の1	医療法人湖青会	訪問看護	平成27年11月30日

大津市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月1日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社おくやま薬局	大津市大將軍一丁目13番7号	株式会社おくやま薬局	大津市一里山一丁目18番17号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27年12月1日

2 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
訪問看護ステーション志賀	大津市和邇高城260番地の1	医療法人湖青会	大津市和邇高城260番地の1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27年11月30日

大津市告示第22号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月1日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社おくやま薬局	大津市大將軍一丁目13番7号	株式会社おくやま薬局	大津市一里山一丁目18番17号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27年12月1日

2 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
訪問看護ステーション志賀	大津市和邇高城260番地の1	医療法人湖青会	大津市和邇高城260番地の1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27年11月30日

大津市告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成28年2月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	介護保険事業所番号
--------	---------	----------------	------------	---------	---------	-----------

医療法人湖青会介護老人保健施設ケアセンター志賀（訪問リハビリテーション）	大津市和邇高城260番地の1	医療法人湖青会 理事長 青木 裕彦	大津市和邇高城260番地の1	訪問リハビリテーション	平成28年1月1日	2550180067
ヴェール訪問看護ステーション	大津市大將軍一丁目10番2号ニュー大將軍松兼103号室	カーボン合同会社 代表社員 末廣 淳	栗東市大橋四丁目4番23号	訪問看護	平成28年1月1日	2560190296

大津市告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成28年2月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイサービス望	大津市木戸148番地の1	株式会社望 代表取締役 三田 清美	大津市木戸148番地の1	通所介護	2570104196	平成28年1月29日

大津市告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成28年2月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
医療法人湖青会介護老人保健施設ケアセンター志賀（訪問リハビリテーション）	大津市和邇高城260番地の1	医療法人湖青会 理事長 青木 裕彦	大津市和邇高城260番地の1	介護予防訪問リハビリテーション	平成28年1月1日	2550180067
ヴェール訪問看護ステーション	大津市大將軍一丁目10番2号ニュー大將軍松兼103号室	カーボン合同会社 代表社員 末廣 淳	栗東市大橋四丁目4番23号	介護予防訪問看護	平成28年1月1日	2560190296

大津市告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成28年2月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイサービス望	大津市木戸148番地の1	株式会社望 代表取締役 三田 清美	大津市木戸148番地の1	介護予防通所介護	2570104196	平成28年1月29日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成28年1月12日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府守口市桜町4番17号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好	開発区域 大津市坂本七丁目字天神2309番1、2310番及び2316番1並びに上記地先大津市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本七丁目字天神2307番4の一部及び2308番2の一部並びに上記地先大津市道	開発区域 2,090.54㎡ 開発行為に関する工事の区域 172.70㎡	平成28年 1月8日	第1283号

（平成28年1月12日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成28年1月15日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市月輪一丁目5番1号 株式会社久木野工務店 代表取締役 久木野 政教	開発区域 大津市瀬田五丁目字篠部104番及び同番1並びに同町字別所234番1、同番2、同番3及び同番4 開発行為に関する工事の区域 大津市瀬田五丁目字篠部103番27の一部及び同番28の一部	開発区域 1,466.90㎡ 開発行為に関する工事の区域 86.69㎡	平成28年 1月13日	第1284号
大津市本堅田四丁目18番1号 北村産業株式会社 代表取締役 北村 孝	開発区域 大津市仰木の里東七丁目16番1の一部、同番2、同番3、17番1、同番3の一部、同番4、同番5、同番6、同番7及び同番8 開発行為に関する工事の区域 大津市仰木の里東七丁目102番の一部及び124番の一部並びに仰木の里東八丁目字後谷6323番1の一部	開発区域 7,226.60㎡ 開発行為に関する工事の区域 953.69㎡	平成28年 1月13日	第1285号

（平成28年1月15日揭示済）

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成28年1月15日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市大將軍二丁目字堂山274番5、同番9、275番5、277番6及び同番7	大津市大萱三丁目13番15号 小島 義博	22.50	6.01～6.02	1

(平成28年1月15日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成28年1月18日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市尾花川16番7号 高谷 泰三	大津市松山町字一丁田1097番1及び1098番並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等	1,056.90㎡	平成28年 1月15日	第1286号

(平成28年1月18日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成28年1月21日

大津市長 越 直 美

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市穴太一丁目字下飴屋158番1	大津市別保三丁目3番50号 信都市開発株式会社 代表取締役 澤井 隆志	21.27	6.00	1

(平成28年1月21日揭示済)

企業局管理規程**大津市企業局管理規程第1号**

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

別表第1号の表2の部3の項第1号中「年次有給休暇」を「休暇」に改め、別表第2号の表企業総務課の部10の款中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第1号

大津市議会図書室管理運営規程を次のように定める。

平成28年2月1日

大津市議会議長 津 田 新 三

大津市議会図書室管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第19項の規定に基づき設置する大津市議会図書室(以下「図書室」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書等の保管)

第2条 図書室は、法第100条第17項及び第18項の規定により送付を受けた刊行物のほか、市政その他の調査研究等に資するために必要な図書、各種刊行物及び資料等(以下「図書等」という。)を保管するものとする。

(図書室の範囲)

第3条 図書室は、大津市役所本館4階に設置する図書室のほか、同市役所本館3階の議会サロン及び大津市議会局(以下「議会局」という。)の執務室のうち、図書等を保管する場所を含むものとする。

(図書室の管理及び運営)

第4条 図書室の管理及び運営は、議会局において行う。

(図書室の利用)

第5条 図書室は、議員及び議会局職員が利用するものとする。ただし、議会局長が認めた場合は、大津市職員も利用することができる。

2 議会局長は、前項の規定による利用に支障のない範囲で、図書室(本館4階の図書室に限る。)を一般に利用させることができる。

3 図書室の利用時間は、議会局の執務時間とする。ただし、議会局長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(図書等の閲覧)

第6条 図書等は、原則として本館4階の図書室で閲覧するものとする。ただし、議会サロン又は議会局に保管される図書等を閲覧する場合は、この限りでない。

2 議員は、前項の規定にかかわらず、当日の利用に限り会派控室において閲覧することができる。

3 会派控室において閲覧を希望する議員は、議会局に申し出なければならない。

4 閲覧者は、閲覧が終わったときは、速やかに図書等を所定の位置に返納しなければならない。

(図書等の貸出し)

第7条 議員及び議会局職員は、図書等の貸出しを受けることができる。

2 前項に定める者のほか、原則として図書等の貸出しは行わない。ただし、議会局長が必要と認めた者は、この限りでない。

3 図書等の貸出しを受けようとする者は、その旨を議会局に申し出て、所定の手続を行わなければならない。

4 図書等の貸出しは、1人1回3冊以内とし、その期間は14日以内とする。ただし、議会局長が理由があると認めるときは、この限りでない。

5 議会局長は、貸出期間中であっても特に必要があるときは、返却を請求することができる。

6 議会局長から返却を請求された者は、速やかに返却しなければならない。

7 図書等の貸出しを受けた者は、当該図書等を適正に管理するとともに、他人に転貸してはならない。

(貸出し禁止の図書等)

第8条 次に掲げる図書等については、原則として貸出しを行わない。ただし、議会局長が理由があると認めるときは、この限りでない。

大津市議会会議録

行政資料

辞典、事典、年鑑及び加除式の法令集

その他議会局長が貸出しが適当でないとするもの

(紛失又は汚損の届出及び弁償)

第9条 図書等を紛失し、又は汚損した者は、速やかに議会局長に届け出なければならない。

2 図書等を紛失し、又は汚損した者は、同一の図書等をもって弁償しなければならない。ただし、同一の図書

等による弁償が困難な場合には、相当費用を弁償するものとする。

(図書等の登録等)

第10条 図書等を購入し、又は寄贈を受けたときは、受入れの順に登録番号を付し、図書原簿に登録するものとする。ただし、この規程の施行前に受け入れた図書等のうち、従前の方法により登録されているものは、従前の登録番号を継続することができる。

2 議会局長は、前項の図書原簿に基づき蔵書（貸出し）リストを作成し、蔵書（貸出し）状況の共有を図るものとする。

(図書等の整理分類)

第11条 図書等は、別表第 1 に定める分類基準に基づき、整理分類するものとする。

(図書等の処分)

第12条 議会局長は、別表第 2 に定める処分基準に基づき、図書等を処分するものとする。

2 議会局長は、毀損等により資料価値の低下した図書等について、保存年限の前においても処分することができる。

(疑義)

第13条 図書室の管理運営に関し、疑義が生じた場合は、議会運営委員会へ報告し、議会局において決定するものとする。

附 則

この規程は、平成28年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第11条関係)

図書等の分類基準

分類	分 類 名	備 考
A	会議録	
B	議会史、市政史	歴史一般
C	行政資料（大津市）	刊行物
D	行政資料（国・県・他自治体）	刊行物
E	郷土資料	
F	議会関連	運営・議会改革
G	行政一般・地方自治・時事・一般教養	
H	法律書・法令・加除法規類	法令等解説、基本書
I	辞典・事典・年鑑・各種マニュアル	
J	雑誌	

別表第 2 (第12条関係)

図書等の処分基準

種 別	内 容	保 存 年 限
大津市	市議会会議録	永年
	広報おおつ及び議会だより	永年
	大津市議会の刊行物	永年
	大津市の刊行物で特に重要なもの	永年
	大津市の刊行物で重要なもの	10年
	その他の刊行物	必要に応じて

滋賀県	公報	1 年
	県議会会議録	5 年
	刊行物で特に重要なもの	永年
	その他の刊行物	必要に応じて
政府刊行物	官報	1 年
	特に重要な刊行物	永年
	その他の刊行物	必要に応じて
その他自治体	会議録及び議会広報	3 年
	特に重要な刊行物	5 年
	その他の刊行物	必要に応じて
一般図書	一般図書	5 ~ 7 年
雑誌	雑誌	2 ~ 5 年

備考 保存年限が明記されていない図書等は、議会局長が図書等の内容を踏まえて、適宜定めるものとする。